

表ト設一気 78 気体廃棄設備(6)給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（第2廃棄物処理所）
仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第2類に分類する。 [698] 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（第2廃棄物処理所） *第2類 ※1：ダクトの一部（質点）として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト系6-5、図ト系6-6

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 79 気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンド洗浄棟)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 气体廃棄設備(6) {699} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンド洗浄棟)
設置場所	(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 排気室	
機器名	气体廃棄設備(6) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンド洗浄棟) (1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンド洗浄棟) (洗浄室・貯蔵室(3)、 廃液処理室局所排気系統) (2) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンド洗浄棟) (廃棄物プレス室局 所排気系統)	
変更内容	(1) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。 (2) 新設 ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。	
員数	1 式 (1) 1 個 (2) 2 個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 79
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 79 気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（シリンドラ洗浄棟）

仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンドラ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第 1 類に分類する。 〔699〕 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（シリンドラ洗浄棟）※第 1 類 ※1：ダクトの一部（質点）として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 2] 逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弹性範囲となる設計とする。
添付図		図ト配-気 6、図ト系 6-2、図ト系 6-4、図ト設-気 13

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 80 気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{693} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 气体廃棄設備(6) {700} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)
設置場所		付属建物 第2廃棄物処理所
機器名		气体廃棄設備(6) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所) (廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		新設 ・屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。
員数		1式 1個
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 80
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 80 気体廃棄設備(6)排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（第2廃棄物処理所）
仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第2類に分類する。 〔700〕 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（第2廃棄物処理所） *第2類 ※1：ダクトの一部（質点）として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。
添付図		図ト系6-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 81 気体廃棄設備(6)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	[693] 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(6)） 气体廃棄設備(6) [701] 气体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(6)） 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 付属建物 第 2 廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟 (2) 付属建物 第 2 廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟
機器名		气体廃棄設備(6) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ（洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給氣系統） (2) 給気ダクト・ダンパ（廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給氣系統）
変更内容		(1) 改造 ・補強する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、外気取入口（給気ダクト側）に防火ガラリを設置する。 (2) 改造 ・補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 81
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 81 気体廃棄設備(6)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 1 類とする。 {701} 給気ダクト・ダンパ 第 1 類、第 2 類、第 3 類 耐震重要度分類第 1 類、第 2 類及び第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置するダクトは、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設 13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7°C でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設 17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設 4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。
添付図		図ト系 6-5、図ト系 6-6

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 82 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[693] 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 気体廃棄設備(6) [702] 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (3) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (4) 付属建物 第 2 廃棄物処理所
機器名		气体廃棄設備(6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・補強する。 (2) 改造 ・補強する。 (3) 改造 ・補強する。 (4) 改造 ・補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式
一般 仕 様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 82
	寸法 (単位 : mm)	(1) (2) (3) (4)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

表ト設一気 82 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンバ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {702} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。
添付図		図ト系6-1、図ト系6-2、図ト系6-3、図ト系6-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 83 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)

仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	[693] 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 气体廃棄設備(6) [703] 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (3) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (4) 付属建物 第 2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟
機器名		气体廃棄設備(6) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (1) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) (廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・補強する。 (2) 改造 ・補強する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。 (3) 改造 ・補強する。 (4) 改造 ・補強する。 ・屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の逆流防止ダンパの板厚を変更 (1.5mm 以上) し、排気ダクトに防火材を布設する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式
一般 仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 83
	寸法 (単位 : mm)	(1) (2) (3) (4)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気 83 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第 1 類とする。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト（建物境界を除く）は耐震重要度分類第 3 類とする。 {703} 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 第 1 類、第 2 類 耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置するダクトは、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7°C でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設 17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設 4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタと排気塔を接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。
	添付図	図ト系 6-1、図ト系 6-2、図ト系 6-3、図ト系 6-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 84 気体廃棄設備(6)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(6)） 气体廃棄設備(6) {705} 気体廃棄物の廃棄設備（气体廃棄設備(6)） 給気ダクト・ダンパ
設置場所		(1) 付属建物 第 2 廃棄物処理所、シリンドラ洗浄棟 (2) 付属建物 第 2 廃棄物処理所
機器名		气体廃棄設備(6) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ（洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給氣系統） (2) 給気ダクト・ダンパ（廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室給氣系統）
変更内容		(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 84
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気 84 気体廃棄設備(6)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 2 廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 〔705〕 給気ダクト・ダンパ 第 3 類 耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。
添付図		図ト系 6-5、図ト系 6-6

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一気 85 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{693} 気体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 气体廃棄設備(6) {706} 气体廃棄物の廃棄設備 (气体廃棄設備(6)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 (3) 付属建物 第 2 廃棄物処理所 (4) 付属建物 第 2 廃棄物処理所
機器名		气体廃棄設備(6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物プレス室局所排気系統)
変更内容		(1) 改造 ・補強する。 (2) 改造 ・補強する。 (3) 改造 ・補強する。 (4) 改造 ・補強する。
員数		1 式 (1) 1 式 (2) 1 式 (3) 1 式 (4) 1 式
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 85
	寸法 (単位 : mm)	(1) (2) (3) (4)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	气体廃棄物

表ト設一気 85 気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)
仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンドラ洗浄棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンバ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {706} 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第3類 耐震重要度分類第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を發揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。
添付図		図ト系6-1、図ト系6-2、図ト系6-3、図ト系6-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 1 転換第1廃液貯槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{707} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 転換第1廃液貯槽 {708} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 転換第1廃液貯槽	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・竜巻対策のため補強する。 ・延焼防止のため金属製カバーで覆う。 ・ポンプにオイルパンを設置する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) <p>*1: 液位高警報設備を新設する。</p>	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液1
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 []
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 1 転換第1廃液貯槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 注	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-50参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{708}液位高警報を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液1、図ト制一液1、図ト制配一1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液2 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{709} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 洗浄液受槽 {711} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 洗浄液受槽	
変更内容	改造 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（＊1) ＊1：液位高インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液2
	寸法（単位：mm）	□□□
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約□□
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液2 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。（三原燃第19-0801号の図イ建-1参照） [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃第19-0801号図リ建-50参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{711}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する（表ト設一液17参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{711}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{711}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する（排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{711}液位高警報を設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液2、図ト制一液2、図ト制配一1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液3 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{710} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）洗浄液バグフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）洗浄液バグフィルタ (1) 洗浄液バグフィルタ A (2) 洗浄液バグフィルタ B
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液3
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液3 洗浄液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-50参照)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液4 ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{712} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)） ろ液受槽 {714} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)） 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)） ろ液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（*1） *1：液位高インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 4
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液4 ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{714} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{714} 液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{714} 液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{714} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{714} 液位高警報を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液4、図ト制一液3、図ト制配一

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液5 ろ液バグフィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) 〔713〕 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) ろ液バグフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) ろ液バグフィルタ (1) ろ液バグフィルタ A (2) ろ液バグフィルタ B
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 5
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 〔注〕	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液5 ろ液バグフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-50参照)。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液5

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 6 地下集水槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{715} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）地下集水槽 {717} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）液位高警報設備 {718} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）壌漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B
変更内容		(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延焼防止のため金属シートで覆う。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（＊1） (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延焼防止のため金属シートで覆う。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（＊1） ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 <p>*1：液位高警報設備、壌漏水検知警報設備を新設する。</p>
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 6
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統（ポンプ、逆止弁含む）、漏水検知器、液位計
	その他の性能	有効容積：約 <input type="text"/>
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表ト設一液 6 地下集水槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{717}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位高警報設備（液位計）は不燃性材料を使用する。なお、構造部材として [] を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{717}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 地下ピットに漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する（排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液 17 参照）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{717}液位高警報を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液 2、図ト系一液 1、図ト設一液 6、図ト制一液 4、図ト制一液 5、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 7 転換第 2 廃液貯槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{719} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 転換第 2 廃液貯槽 {720} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 転換第 2 廃液貯槽	
変更内容	改造 ・ 延焼防止のため金属製カバーで覆う。	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 7
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 : 約 []
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 7 転換第2廃液貯槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{720}液位高警報を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液7、図ト制一液6、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液8 混合槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{721} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）混合槽 {722} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)）混合槽	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存設備を撤去し、新設する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（*1） ・ポンプにオイルパンを設置する。 <p>*1：液位高インターロックを新設する。</p>	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 8
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液8 混合槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{722}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{722}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722}混合槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{722}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液8、図ト制一液7、図ト制配-2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液9 集水槽(チェック) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{723} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 集水槽(チェック) {724} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (3) 工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(1)) 集水槽(チェック) (1) 集水槽(チェック) A (2) 集水槽(チェック) B (3) 集水槽(チェック) C
変更内容		(1) 改造 ・ 延焼防止のため金属製カバーで覆う。 (2) 改造 ・ 延焼防止のため金属製カバーで覆う。 (3) 改造 ・ 耐火壁設置スペース確保のため配置見直し・形状変更する。
員数		3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般仕様	型式	(1)、(2)円筒縦型、(3)角型
	主要な構造材	別表ト設一液9
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 集水槽(チェック) A, B : 約 <input type="text"/> 集水槽(チェック) C : 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液9 集水槽(チェック) 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置する。（三原燃第19-0801号の図イ建-1参照） [8.1-設 13] 屋外に設置する配管内の廃水はアンモニア水であり、最低気温-12.7°C でも凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 23] 屋外に設置する配管は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第 19-0801 号 図リ建-50 参照）。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には[724]液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位高警報設備（液位計）は不燃性材料を使用する。なお、構造部材として [] を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する（表ト設一液 17 参照）。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には[724]液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—

表ト設一液9 集水槽(チェック) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には[724]液位高警報を設置する。 [20.1-設11] 廃液処理設備(1)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図		図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液9、図ト制一液8、図ト制配一2、図ト制配一2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 10 廃液貯槽（ウラン回収（第1系列）系統）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{725} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 廃液貯槽（ウラン回収（第1系列）系統） {726} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(1)) 廃液貯槽（ウラン回収（第1系列）系統）	
変更内容	改造 ・ 延焼防止のため金属製カバーで覆う。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（＊1） ＊1：液位高インターロックを新設する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液 10
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積：約 []
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 10 廃液貯槽（ウラン回収(第1系列)系統）仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建 5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。なお、構造部材として [] を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設一液17参照)。 [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726}液位高警報設備を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設一液17参照)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{726}液位高警報を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配一液2、図ト系一液1、図ト設一液10、図ト制一液9、図ト制配一3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 11 貯留タンク 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{752} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 貯留タンク {753} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室 (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 貯留タンク (1) 貯留タンク (1) (2) 貯留タンク (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般 仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 11
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、逆止弁、液位計
	その他の性能	有効容量 : 約 3,000L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 11 貯留タンク 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する（図ト設一液 16 参照）。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する（図ト設一液 16 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{753}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト設一液 11

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一液 12 貯留タンク(チェック) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{754} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 貯留タンク(チェック) {755} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 廃液処理室 (2) 加工棟 成型工場 廃液処理室 (3) 加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 貯留タンク(チェック) (1) 貯留タンク(チェック) (1) (2) 貯留タンク(チェック) (2) (3) 貯留タンク(チェック) (3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・屋外配管系統を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・屋外配管系統を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・屋外配管系統を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	別表ト設一液 12
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)*1、逆止弁、液位計 <small>*1: 屋外配管系統を含む</small>
	その他の性能	有効容量: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 12 貯留タンク(チェック) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 章巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する配管は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 屋外に設置する配管は建築基準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 24] 屋外に設置する配管は外部方向への排水配管であり虫等の侵入の影響を受けない。 [8.2-設 4] 屋外に設置する配管は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。 [8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する(図ト設一液 16 参照)。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{755}液位高警報設備を設置する。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{755}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 壁には漏水検知器を設置する(図ト設一液 16 参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{755}液位高警報設備を設置する。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 11] 廃液処理設備(4)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請)。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] 屋外に設置する配管はF3 章巻に耐えるような支持間隔で保持する。
添付図		図ト配一液 1、図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト設一液 12、図ト設一液 13

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号・項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 13 ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{756} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) ろ過機
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) ろ過機
変更内容		改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液 13
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 13 ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する(図ト設一液 16 参照)。 [10.1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設一液 16 参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請)。 [20.1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [20.1-設 12] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト設一液 14

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 14 ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{757} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) ろ液受槽 {758} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 液位高警報設備
設置場所	加工棟 成型工場 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(4) ろ液受槽	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	角型式
	主要な構造材	別表ト設一液 14
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	—
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。また、液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 14 ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する（図ト設一液 16 参照）。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{758}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する（図ト設一液 16 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請)。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{758}液位高警報設備を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		—
添付図		図ト配一液 3、図ト系一液 2、図ト設一液 15

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 15 堀（貯留タンク、貯留タンク（チェック）、ろ過機）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{759} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(4)）堀
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 堀（貯留タンク、貯留タンク（チェック）、ろ過機）
変更内容		改造 ・漏水警報設備を設置する。
員数		1 式
一般仕様	型式	床掘り下げ式
	主要な構造材	別表ト設一液 15
	寸法（単位：mm）	[]
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一液 15 堰（貯留タンク、貯留タンク（チェック）、ろ過機）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える加工棟成型工場の床スラブ段差を堰とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する（図ト設-液 16 参照）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する（図ト設-液 16 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配一液 3、図ト設一液 16

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一液 16 集水槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{760} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 集水ピット {761} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 液位高警報設備 (集水ピット)
設置場所		加工棟 成型工場 廃液処理室
機器名		廃液処理設備(4) 集水槽
変更内容		改造 ・耐震補強のためアンカーボルトで固定する。 ・耐震補強のため配管を改造する。
員数		1 基
一般 仕様	型式	角型式
	主要な構造材	別表ト設一液 16
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容量 : 約 []
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の床スラブに設置する。また、液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表ト設一液 16 集水槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する（図ト設一液 16 参照）。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{761}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{761}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する（図ト設一液 16 参照）。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（4）を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する（排水貯留池は次回以降申請）。 [20.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には{761}液位高警報設備（集水ピット）を設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ト配一液 2、図ト系一液 2、図ト設一液 17

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一固 1 クレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {823} 固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) クレーン
設置場所	付属建物 第 3 廃棄物倉庫	
機器名	保管廃棄設備 クレーン	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般 仕様	型式	ホイスト式天井クレーン
	主要な構造材	別表ト設一固 1
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術 基準 に基づく 設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態 核燃料物質の臨界防止	固体廃棄物 —
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物第 3 廃棄物倉庫の走行レールに設置する。

表ト設一固1 クレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止		—
人の不法な侵入等の防止		—
閉じ込めの機能		[10.1-設5] 放射性固体廃棄物の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
火災等による損傷の防止		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止		—
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
材料及び構造		—
搬送設備		[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する。(定格荷重: 1t)
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レベル端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。
添付図		図ト配一固1、図ト設一固1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固2 集塵機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) ⑦92) 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)集塵機
設置場所		付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 集塵機
変更内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	電気集塵式
	主要な構造材	別表ト設一固2
	寸法(単位:mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する。

表ト設一固2 集塵機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様の管理基準に基づいて収納する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-固2、図ト系-固1、図ト設-固2

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一固3 クレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付） 〔797〕 固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）クレーン
設置場所		(1) 付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室 (2) 付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室 (3) 付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室
機器名		焼却設備 クレーン (1) クレーン(1) (2) クレーン(2) (3) クレーン(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、構造寸法を変更する。 (2) 改造 ・耐震補強のため、構造寸法を変更する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、構造寸法を変更する。
員数		3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般仕様	型式	テルハクレーン
	主要な構造材	別表ト設一固3
	寸法（単位：mm）	(1) (2) (3)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された第1廃棄物処理所に設置する（クレーン（廃棄物処理室）(1)）。十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された第1廃棄物処理所の土間コンクリートに設置する（クレーン（廃棄物処理室）(2)、(3)）。

表ト設一固3 クレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 放射性固体廃棄物の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200L ドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] 放射性固体廃棄物を搬送する能力を有する。(定格荷重: (1), (3) 500kg、(2) 250kg)
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。
	添付図	図ト配-固2、図ト設-固3

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設一気1、2、3 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	構造部材	給気ファン架台 給気ファン本体	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {608} {609}

別表ト設一気4、5、6 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	排気ファン架台	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト オイルパン	

事業許可との対応 : {608} {610}

別表ト設一気7、8、9 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {608} {611}

別表ト設一気 10 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {608} {612}

別表ト設一気 11 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {608} {613}

別表ト設一気 12 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {614}

別表ト設一気13 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {615}

別表ト設一気14 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {616}

別表ト設一気15 スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機 系統)	構造部材	スクラバ スクラバ架台	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	スクラバ本体 ダクト	
	その他	本体取付ボルト 架台アンカーボルト ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {626}

別表ト設一気16 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {628}

別表ト設一気17 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {629}

別表ト設一気18 水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)	構造部材	スクラバ スクラバ架台	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体 ダクト	
	その他	アンカーボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {630}

別表ト設一気19 アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系 統)	構造部材	スクラバ	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	スクラバ本体 ダクト	
	その他	アンカーボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {631}

別表ト設一気20 排ガス冷却装置（ウラン回収第1系列系統）材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)	構造部材	排ガス冷却装置 排ガス冷却装置架台 (コンデンサと共に)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	排ガス冷却装置 ダクト	
	その他	本体取付ボルト 架台取付ボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {632}

別表ト設一気21 コンデンサ（ウラン回収第1系列系統）材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)	構造部材	コンデンサ	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	コンデンサ ダクト外面	
	その他	本体取付ボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {633}

別表ト設一気22 スクラバ（ウラン回収第2系列系統） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (ウラン回収第2系列系統)	構造部材	スクラバ	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体 ダクト	
	その他	アンカーボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {634}

別表ト設一気23 排ガス分解装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排ガス分解装置	構造部材	排ガス分解装置 柱(制御盤) はり(制御盤)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	排ガス分解装置 ダクト	
	その他	アンカーボルト アンカーボルト(制御盤) LPG 供給弁 ダクト外面	

事業許可との対応 : {608} {635} {637}

別表ト設一気24 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {608} {636}

別表ト設一気25 スクラバ（分析系統） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (分析系統)	構造部材	スクラバ	
		スクラバフレーム部	
		スクラバ脚部	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体	
		ダクト	
	その他	アンカーボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {608} {638}

別表ト設一気26、27、28 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	構造部材	給気ファン本体	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {640} {641}

別表ト設一気 29、30、31 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	排気ファン架台	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {640} {642}

別表ト設一気 32、33、34 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {640} {643}

別表ト設一気 35 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {640} {644}

別表ト設一気 36 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {640} {645}

別表ト設一気3 7 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {640} {646}

別表ト設一気3 8 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {640} {647}

別表ト設一気3 9 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {640} {648}

別表ト設一気40 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {640} {650}

別表ト設一気41 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {640} {651}

別表ト設一気42、43 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	構造部材	給気ファン本体	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {653} {654}

別表ト設一気4 4 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {653} {655}

別表ト設一気4 5 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚/フレーム部	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {653} {656}

別表ト設一気4 6 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {653} {657}

別表ト設一気47 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {653} {658}

別表ト設一気48 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {653} {659}

別表ト設一気49 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {653} {660}

別表ト設一気50 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {653} {661}

別表ト設一気5 1 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {653} {663}

別表ト設一気5 2 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {653} {664}

別表ト設一気5 3 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {667}

別表ト設一気5 4 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {668}

別表ト設一気5 5 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {666} {669}

別表ト設一気5 6 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {666} {670}

別表ト設一気5 7 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {666} {671}

別表ト設一気58 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {672}

別表ト設一気59 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {673}

別表ト設一気60 排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {674}

別表ト設一気 6 1 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {676}

別表ト設一気 6 2 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {666} {677}

別表ト設一気 6 3 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {679} {680}

別表ト設一気 6 4 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {679} {681}

別表ト設一気 6 5 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {679} {682}

別表ト設一気 6 6 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {679} {683}

別表ト設一気 6 7 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {679} {684}

別表ト設一気68 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {679} {685}

別表ト設一気69 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {679} {686}

別表ト設一気70 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ ～排気塔)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {679} {687}

別表ト設一気71 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触す る部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {679} {689}

別表ト設一気72 排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {679} {690}

別表ト設一気 7 3 スクラバ（局所排気系統） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (局所排気系統)	構造部材	スクラバ	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体 ダクト	
	その他	アンカーボルト ダクト外面 ポンプ 循環液配管	

事業許可との対応 : {679} {692}

別表ト設一気 7 4 空調機給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
空調機給気ファン	構造部材	給気ファン本体	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {693} {694}

別表ト設一気 7 5 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング アンカーボルト	

事業許可との対応 : {693} {695}

別表ト設一気 7 6 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	構造部材	支持脚/フレーム部	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応 : {693} {696}

別表ト設一気 7 7 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンドラ洗浄棟) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンドラ洗浄棟)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {693} {697}

別表ト設一気 7 8 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {693} {698}

別表ト設一気 7 9 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンドラ洗浄棟) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンドラ洗浄棟)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {693} {699}

別表ト設一気80 排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）（第2廃棄物処理所） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	構造部材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応 : {693} {700}

別表ト設一気81 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {693} {701}

別表ト設一気82 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {693} {702}

別表ト設一気8 3 排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {693} {703}

別表ト設一気8 4 給気ダクト・ダンパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ダクト・ダンパ	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	—	

事業許可との対応 : {693} {705}

別表ト設一気8 5 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	構造部材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	—	

事業許可との対応 : {693} {706}

別表ト設一液1 転換第1廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1廃液貯槽	構造部材	柱(転換第1廃液貯槽)	
		柱(転換第1廃液貯槽架台)	
		はり(転換第1廃液貯槽架台)	
	廃液と接触する部位	転換第1廃液貯槽本体	
		配管	
		廃液送液ポンプ	
	その他	アンカーボルト(転換第1廃液貯槽架台) 取付ボルト(転換第1廃液貯槽) 金属製カバー 液位計(接液部) オイルパン	

事業許可との対応 : {707}, {708}

別表ト設一液2 洗浄液受槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄液受槽	構造部材	柱（洗浄液受槽）	
	廃液と接触する部位	洗浄液受槽 洗浄液ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト（洗浄液受槽） 液位計（接液部）	

事業許可との対応 : {709}, {711}

別表ト設一液3 洗浄液バグフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄液バグフィルタ A 洗浄液バグフィルタ B	構造部材	柱(洗浄液バグフィルタ A、B)	
	廃液と接触する部位	洗浄液バグフィルタ A、B	
	その他	アンカーボルト(洗浄液バグフィルタ A、B)	

事業許可との対応 : {710}

別表ト設一液4 ろ液受槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽	構造部材	柱(ろ液受槽)	
	廃液と接触する部位	ろ液受槽 ろ液ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト(ろ液受槽) 液位計(接液部)	

事業許可との対応 : {712}, {714}

別表ト設一液5 ろ液バグフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液バグフィルタ A ろ液バグフィルタ B	構造部材	柱(ろ液バグフィルタ A、B)	
	廃液と接触する部位	ろ液バグフィルタ A、B	
	その他	アンカーボルト(ろ液バグフィルタ A、B)	

事業許可との対応 : {713}

別表ト設一液6 地下集水槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
地下集水槽 A 地下集水槽 B	構造部材	柱(地下集水槽 A、B)	
	廃液と接触する部位	地下集水槽 A、B 地下廃液ポンプ スクラバ給水ポンプ 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト(地下集水槽 A、B) 金属製カバー 漏水検知器(接液部) 液位計(接液部) オイルパン(スクラバ給水ポンプ) 遮熱板(スクラバ給水ポンプ)	

事業許可との対応 : {715}, {717}, {718}

別表ト設一液 7 転換第 2 廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第 2 廃液貯槽	構造部材	柱 (転換第 2 廃液貯槽)	
	廃液と接触する部位	転換第 2 廃液貯槽 混合ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト(転換第 2 廃液貯槽) 金属製カバー 液位計(接液部)	

事業許可との対応 : {719}, {720}

別表ト設一液8 混合槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
混合槽	構造部材	柱 (混合槽)	
	廃液と接触する部位	混合槽 混合槽スラリポンプ 混合槽定量ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト (混合槽) 液位計(接液部) オイルパン (混合槽定量ポンプ)	

事業許可との対応 : {721}, {722}

別表ト設一液9 集水槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	構造部材	柱 (集水槽 (チェック)A、B) 柱 (集水槽 (チェック)C)	
	廃水と接触する部位	集水槽 (チェック) A、B 集水槽 (チェック)C 集水槽 A、B、C ポンプ 配管	
	その他	アンカーボルト (集水槽 (チェック) A、B、C) 金属カバー (集水槽 (チェック)A、B) 液位計(接液部) 逆止弁	

事業許可との対応 : {723}, {724}

別表ト設一液 10 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
廃液貯槽(ウラン回収 (第1系列)系統)	構造部材	柱(廃液貯槽(ウラン回収(第1系 列)系統)	
	ウランを取り扱う部 位	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列) 系統) 廃液(ウラン回収)ポンプ 廃液配管	
	その他	アンカーボルト(ウラン回収(第 1系列)系統) 金属製カバー 液位計(接液部)	

事業許可との対応 : {725}, {726}

別表ト設一液 11 貯留タンク(1)(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
貯留タンク(1)	構造部材	貯留タンク本体	
貯留タンク(2)	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ 液位計(接液部) 逆止弁	
	その他	アンカーボルト 補強プレート	

事業許可との対応 : {752} {753}

別表ト設一液 12 貯留タンク(チェック) (1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
貯留タンク(チェック) (1)	構造部材	貯留タンク(チェック)本体	
貯留タンク(チェック) (2)	放射性液体・廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ① ポンプ② 液位計(接液部) 逆止弁	
貯留タンク(チェック) (3)	その他	アンカーボルト 補強プレート 保温材(屋外)	

事業許可との対応 : {754} {755}

別表ト設一液 13 ろ過機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {756}

別表ト設一液 14 ろ液受槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽	構造部材	ろ液受槽本体	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ 液位計（接液部）	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {757} {758}

別表ト設一液 15 堰 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰（貯留タンク、貯留タ ンク（チェック）、ろ過 機）	放射性液体廃棄物と 接触する部位	廃液処理室床表面（接液 部）	
	その他	廃液処理室床面（掘り下げ 構造） 漏水検知器	

事業許可との対応 : {759}

別表ト設一液 16 集水槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽	構造部材	集水槽本体 固定用板	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	集水槽内面 配管 液位計（接液部）	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {760} {761}

別表ト設一固 1 クレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン	構造部材	はり（クレーン主桁） はり（クレーンサドル） 車輪	
	その他	ラッチロック式フック	

事業許可との対応 : {823}

別表ト設一固 2 集塵機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集塵機	構造部材	柱 はり 追加部材（柱） 追加部材（ベースプレート）	
		放射性気体廃棄物と 接触する部位	集塵機内面 配管
	その他		アンカーボルト

事業許可との対応 : {792}

別表ト設一固 3 クレーン (1)、(2)、(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン (1)	構造部材	はり (クレーン主桁)	
	その他	ラッチロック式フック	
クレーン (2)	構造部材	はり (クレーン主桁) 柱 追加部材 (柱) 追加部材 (梁) 追加部材 (斜材)	
	その他	ラッチロック式フック アンカーボルト	
クレーン (3)	構造部材	はり (クレーン主桁) 柱 追加部材 (柱) 追加部材 (梁) 追加部材 (斜材)	
	その他	ラッチロック式フック アンカーボルト	

事業許可との対応 : {797}

表ト設一気 86 気体廃棄設備 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。	{835} 工場棟(転換工場)堰漏水検知警報設備
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	—	—
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表ト設一液 17 廃液処理設備 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[13. 1-建 1(4 次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。	{835} 工場棟(転換工場)堰漏水検知警報設備
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	[20. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(4)を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する。 [20. 1-設 11] 廃液処理設備(1)の排水は排水貯留池に排水する。 [20. 1-設 11] 廃液処理設備(4)の排水は排水貯留池に排水する。	{776} 排水貯留池 {776} 排水貯留池 {776} 排水貯留池 {776} 排水貯留池
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	—	—
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

チ 放射線管理施設（加工棟 成型工場、付属建物 第3核燃料倉庫）

1. 変更の概要

加工棟 成型工場、付属建物 第3核燃料倉庫の新規制対応工事に先立ち、建物工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表チー1に示す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。取り外した設備・機器は、別途申請する新規制対応工事において復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

建物工事のために取り外す放射線管理施設は、建物工事完了後復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

取り外し対象機器を表チー1、取り外す設備・機器の準備工事範囲を図ハ配準－1 及び図ヘ配準－1 に示す。

表チー1 取り外し対象機器

設置場所	名称		事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備 の取り扱い ^{注2)}
加工棟 成型工場、 付属建物 第3核燃料倉庫	放射線管理 施設	51 ^{注3)} エアスニファ	828	区分2
		52 ^{注3)} ダストモニタ	831	区分2

注 1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注 2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注 3) 図ハ配準-1「加工棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図」及び図ヘ配準-1「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」における当該機器の番号を示す。

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1. 準備工事（加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫）

(1) 手順

今回申請の加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図チ準-1 参照）により行う。

加工施設の維持管理に不可欠な設備については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

取り外した設備・機器、仮移設又は代替措置を講じた設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 加工棟成型工場、付属建物第3核燃料倉庫には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- a. エアスニファ、ダストモニタについては、所定の機能を発揮できる位置に仮移設し機能を維持する。
- b. 取り外し対象の設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外しする。なお、安全機能を維持するために必要な配管、ケーブル類は仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
- c. 取り外しする設備・機器は、必要に応じて養生を実施し、適切な場所に保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

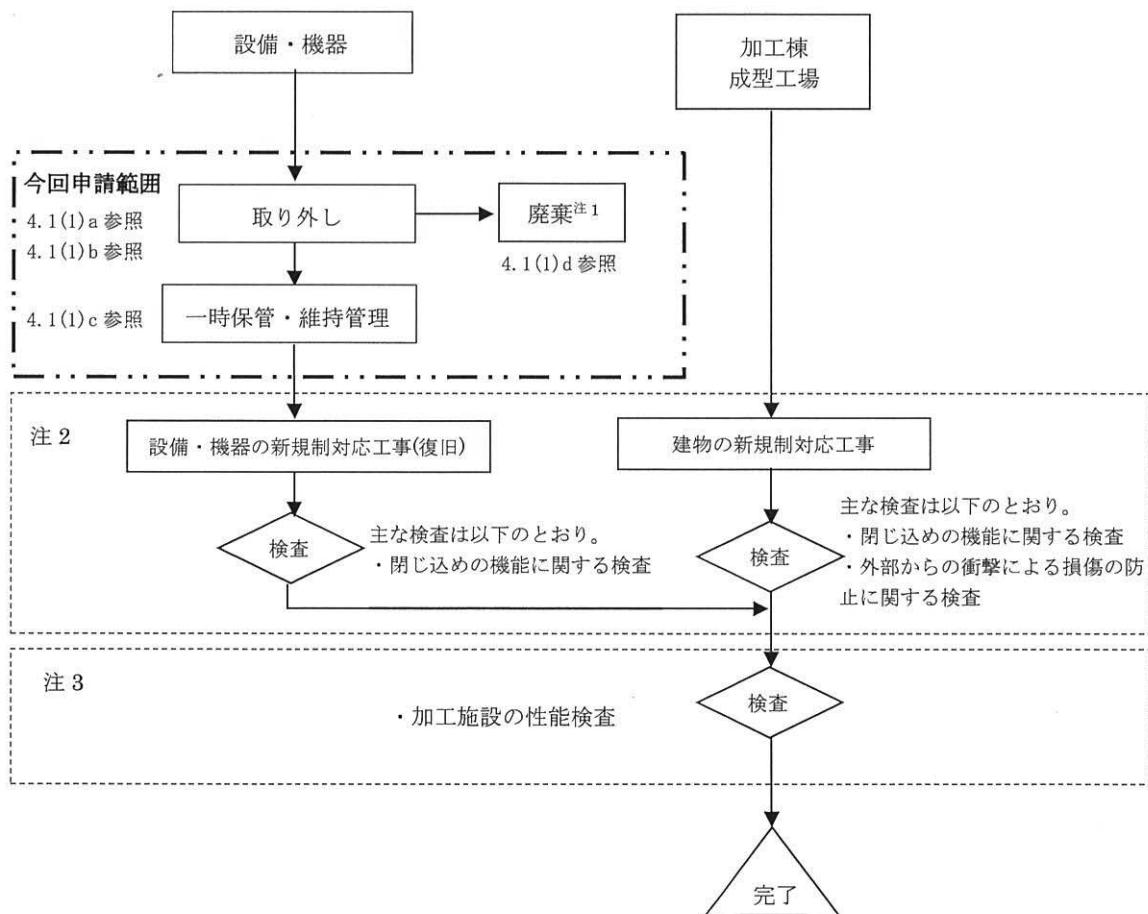
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

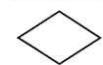
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)



: 工事



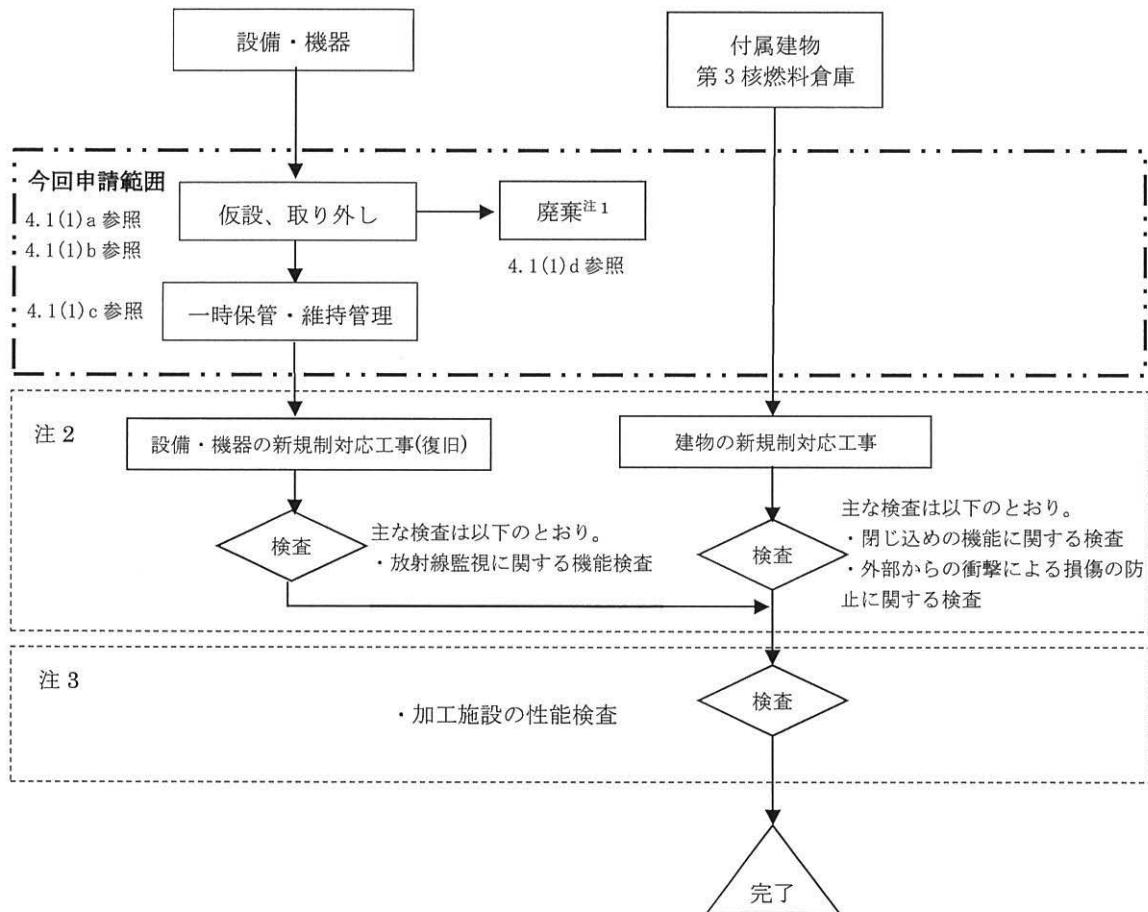
: 検査

注 1 : 第 1 種管理区域内で取り外した設備・機器のうち、不要となったものは、放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 2 : 建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については第 2 次申請にて申請済み、設備・機器については次回以降申請を行う。

注 3 : 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

図チ準-1 (1/2) 工事の手順フロー図



(凡例)

[] : 工事

{ } : 検査

図チ準-1 (2/2) 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事后に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

放射線管理施設(エアスニファ、ダストモニタ)は、第1種管理区域の放射性物質濃度の測定、排気に含まれる放射性物質濃度の監視に不可欠であり、管理区域の閉じ込め機能を維持するために、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続して使用する。

リ その他の加工施設

1. 変更の概要

申請対象構築物及び変更内容を表リー1～8に、付属施設の名称対比表を表リー付1に、申請機器の名称対比表を表リー付2に示す。

また、建物工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表リー9～10に示す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。取り外した設備・機器は、仮置き場所（既申請分含む）に一時保管後、復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)

今回は工場棟転換工場の東側屋外に新設する遮蔽壁（以下、「独立遮蔽壁(1)」という。）、工場棟組立工場の西南角部屋外周辺に新設する遮蔽壁（以下、「独立遮蔽壁(2)」という。）、付属建物容器管理棟の西側屋外の敷地境界に新設する遮蔽壁（以下、「独立遮蔽壁(3)」という。）及び加工棟の東南角部屋外周辺に新設する遮蔽壁（以下、「独立遮蔽壁(4)」という。）の設置を申請する。

独立遮蔽壁(1)～(4)に関する仕様を表リ建-1-1に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-1に示す。

・申請範囲の概要

独立遮蔽壁(1)～(4)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(2) 付属設備水素供給設備障壁

今回は付属設備水素供給設備の外周に障壁（以下、「障壁」という。）の設置を申請する。

障壁に関する仕様を表リ建-1-2に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-2に示す。

・申請範囲の概要

障壁に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(3) 付属施設防護フェンス

今回は公道と接する敷地境界線に付属施設防護フェンス（以下、「防護フェンス」という。）の設置を申請する。

防護フェンスに関する仕様を表リ建-1-3に、主要な構造材の仕様を表リ建-2-3に示す。

・申請範囲の概要

防護フェンスに関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(4) 非常用設備

今回申請する付属建物シリンド洗浄棟、付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物第3廃棄物倉庫に関する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する付属建物シリンド洗浄棟に関する非常用設備の仕様を表イ建-1-1に、付属建物原料貯蔵所に関する非常用設備の仕様を表ヘ建-1-1に、付属建物第1廃棄物処理所に関する非常用設備の仕様を表ト建-1-1に、付属建物第1廃棄物処理所前室に関する非常用設備の仕様を表ト建-1-2に、付属建物第2廃棄物処理所に関する非常用設備の仕様を表ト建-1-3に、付属建物第3廃棄物倉庫に関する非常用設備の仕様を表ト建-1-4に示す。

・申請範囲の概要

非常用設備に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ非-4-1：消火設備 屋外消火栓配置図

図リ非-4-2：シリンド洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート

図リ非-4-3：第3廃棄物倉庫 消火栓からのアクセスルート

図リ非-4-4：原料貯蔵所 消火栓からのアクセスルート

(4) その他の加工施設の設備及び機器

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を

有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表リ設-1～3に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前事業者検査で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前事業者検査は実施しないものとする。非常用設備のうち汎用の設備機器等に関する仕様を表リー11～16に示す。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

また、取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図へ配準-1、図へ配準-3及び図リ配準-1に示す。

表リー1 その他の加工施設の構築物及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
屋外	付属施設独立遮蔽壁(1)	1式	新設
	付属施設独立遮蔽壁(2)	1式	新設
	付属施設独立遮蔽壁(3)	1式	新設
	付属施設独立遮蔽壁(4)	1式	新設
	付属設備水素供給設備障壁	1式	新設
	付属施設防護フェンス	1式	新設

表リー2 その他の加工施設 付属建物シリンド洗浄棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
シリンド洗浄棟 (第1種管理区域) (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー3 その他の加工施設 付属建物原料貯蔵所の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
原料貯蔵所 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし (南側屋外消火栓) 改造 (西側屋外消火栓)
	消防設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー4 その他の加工施設 付属建物第1廃棄物処理所の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第1廃棄物処理所 (第1種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー5 その他の加工施設 付属建物第1廃棄物処理所前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第1廃棄物処理所 前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	増設
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	増設
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	増設 (火災感知設備)
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー6 その他の加工施設 付属建物第2廃棄物処理所の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第2廃棄物処理所 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造 (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー7 その他の加工施設 付属建物第3廃棄物倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更概要
第3廃棄物倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)
	消防設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消防設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー8 その他の加工施設の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 転換工場 転換加工室	保安秤量 (転換工場 1) ~ (転換工場 10)	10 台	変更なし
工場棟 成型工場 ペレット加工室	保安秤量器 (成型工場 1) ~ (成型工場 10)	10 台	変更なし
工場棟 転換工場 原料倉庫	保安秤量器 (ウラン管理 1)	1 台	変更なし
工場棟 成型工場 ペレット加工室	保安秤量器 (ウラン管理 2)	1 台	変更なし
付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	保安秤量器 (ウラン管理 3)	1 台	変更なし
工場棟 成型工場 ペレット加工室	保安秤量器 (ウラン管理 4)	1 台	変更なし
工場棟 転換工場 原料倉庫	大型秤量機(3,500kg 秤)の基礎	1 式	撤去

※先行設工認申請(原規規発 1904115 号 認可済み)設備のコンクリート基礎部分

表リー9 取り外し対象機器(既申請^{*1})

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
付属建物 シリンダ洗浄棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	903 904	区分 2
付属建物 第1廃棄物処理所	非常用設備 非常用通報設備	非常用通報設備	890	区分 2
付属建物 第2廃棄物処理所		非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備(電話設備)	891 892 893	
付属建物 第3廃棄物倉庫	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	区分 2
		火災感知設備 警報設備	900 901	
	非常用設備 消火設備	消火器	898	区分 2

* 1 : 既申請 (5次申請: 158 ページ (表リ準-1 取り外し対象機器))

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

表リー10 取り外し対象機器（今回申請）

設置場所	名称			事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注3)}
付属建物 第3核燃料倉庫 付属建物 原料貯蔵所 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋外	非常用設備 非常用通報設備	55 ^{注3)}	非常用通報設備	890	区分2
		56 ^{注3)}	非常ベル設備	891	
		57 ^{注3)}	放送設備	892	
		58 ^{注3)}	通信連絡設備(電話設備)	893	
	非常用設備 消火設備	59 ^{注3)}	消火設備	894	区分2
		60 ^{注3)}	屋外消火栓	895	
		61 ^{注3)}	消火器	898	
	非常用設備 自動火災報知設備	62 ^{注3)}	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	区分2
		63 ^{注3)}	火災感知設備	900	
		64 ^{注3)}	警報設備	901	
	非常用設備 緊急対策設備(1)	65 ^{注3)}	緊急対策設備	902	区分2
		66 ^{注3)}	非常用照明	903	
		67 ^{注3)}	誘導灯	904	
屋外	付属設備	68 ^{注3)}	窒素供給設備	910	区分2
		70 ^{注3)}	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	911	
		69 ^{注3)}	水素供給設備(屋外供給系統)	912	
		71 ^{注3)}	水素ガス供給配管系統	913	

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図へ配準-1「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-2「付属建物 原料貯蔵所 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-3「付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 設備・機器準備工事範囲図」及び図リ配準-1「屋外 設備・機器準備工事範囲図」における当該機器の番号を示す。

表リー付1 付属施設名称対比表（その他の加工施設）

事業許可番号 ^{*1}	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
881	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	付属施設独立遮蔽壁(1)
884	遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)	付属施設独立遮蔽壁(2)
883	遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	付属施設独立遮蔽壁(3)
882	遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)	付属施設独立遮蔽壁(4)

*1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表リー付2 申請機器名称対比表（その他の加工施設）

事業許可番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
921	—	保安秤量器
923	—	(転換工場 1) ~ (転換工場 10)
921	—	保安秤量器
923	—	(成型工場 1) ~ (成型工場 10)
921	—	保安秤量器
923	—	(ウラン管理 1) ~ (ウラン管理 4)

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表リ-11 付属建物シリンダ洗浄棟の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
シリンダ洗浄棟 (第1種管理区域) (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等 第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2 :

表リ-12 付属建物原料貯蔵所の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
原料貯蔵所 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等 通信連絡設備等 火災等による損傷の防止等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線		1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式

*1：屋外に設置

*2 :

表リ-13 付属建物第1廃棄物処理所の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第1廃棄物処理所 (第1種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	—	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：

表リ-14 付属建物第1廃棄物処理所前室の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第1廃棄物処理所 前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー)、配線		通信連絡設備等
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備	感知器本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

表リ-15 付属建物第2廃棄物処理所の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2廃棄物処理所 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	—	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2 : []

表リー16 付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第3廃棄物倉庫 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式

*1：屋外に設置

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)

(1) 手順

今回申請の付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1～1-4参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

本工事は新設工事であり、建物の遮蔽能力に影響はなく、また核燃料物質は近傍にないので、特別な措置は講じない。

- a. 独立遮蔽壁(1)の新設^(注1、注2)：工場棟転換工場の東側屋外に遮蔽壁を新設する。
独立遮蔽壁(1)に関する図を図リ建-1-1～3に示す。
- b. 独立遮蔽壁(2)の新設^(注1、注2)：工場棟組立工場の西南角部屋外周辺に遮蔽壁を新設する。
独立遮蔽壁(2)に関する図を図リ建-2に示す。
- c. 独立遮蔽壁(3)の新設^(注1、注2)：付属建物容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を新設する。
独立遮蔽壁(3)に関する図を図リ建-3に示す。
- d. 独立遮蔽壁(4)の新設^(注1、注2)：加工棟の東南角部屋外周辺に遮蔽壁を新設する。
独立遮蔽壁(4)に関する図を図リ建-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスク

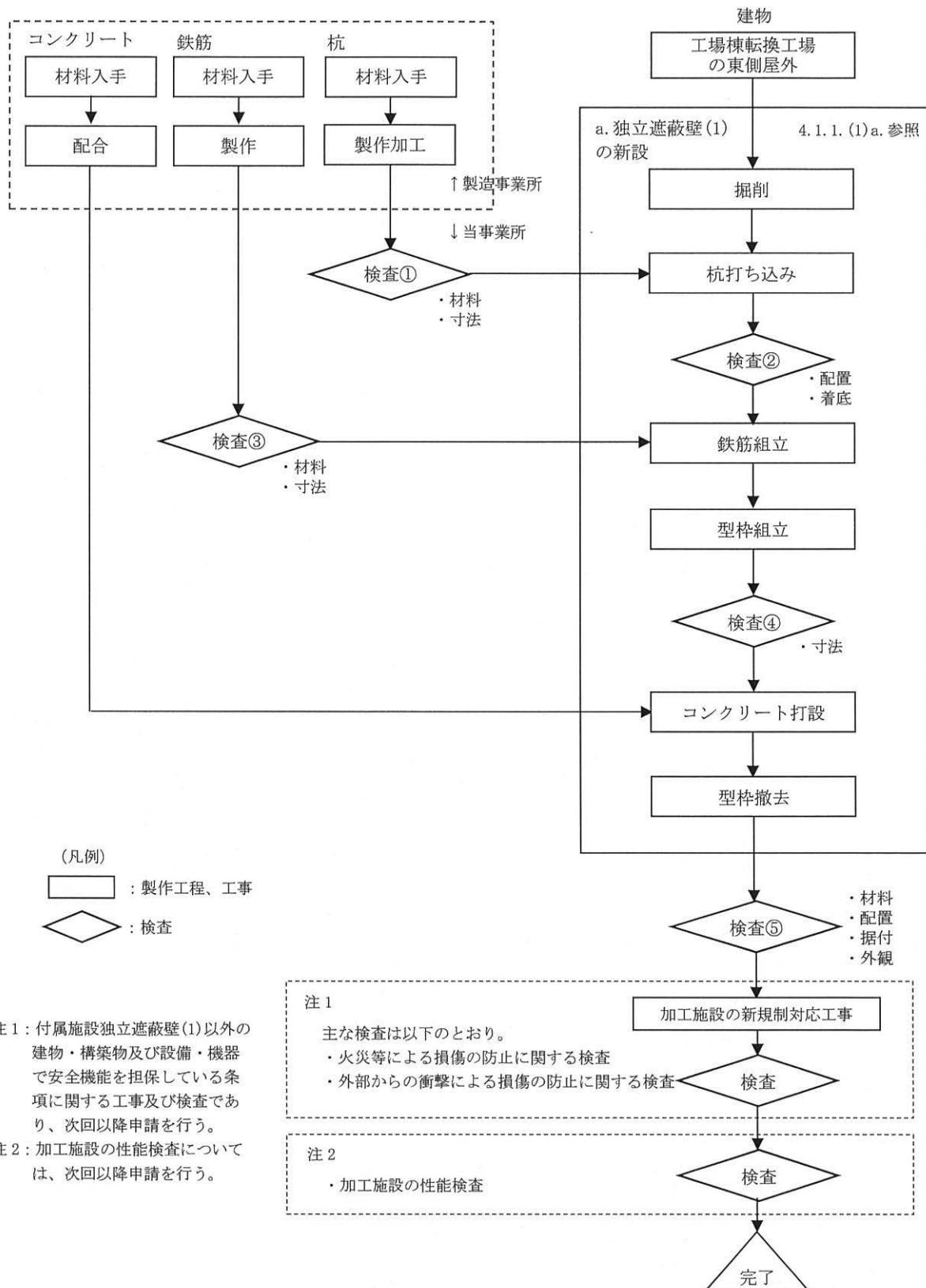
アセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

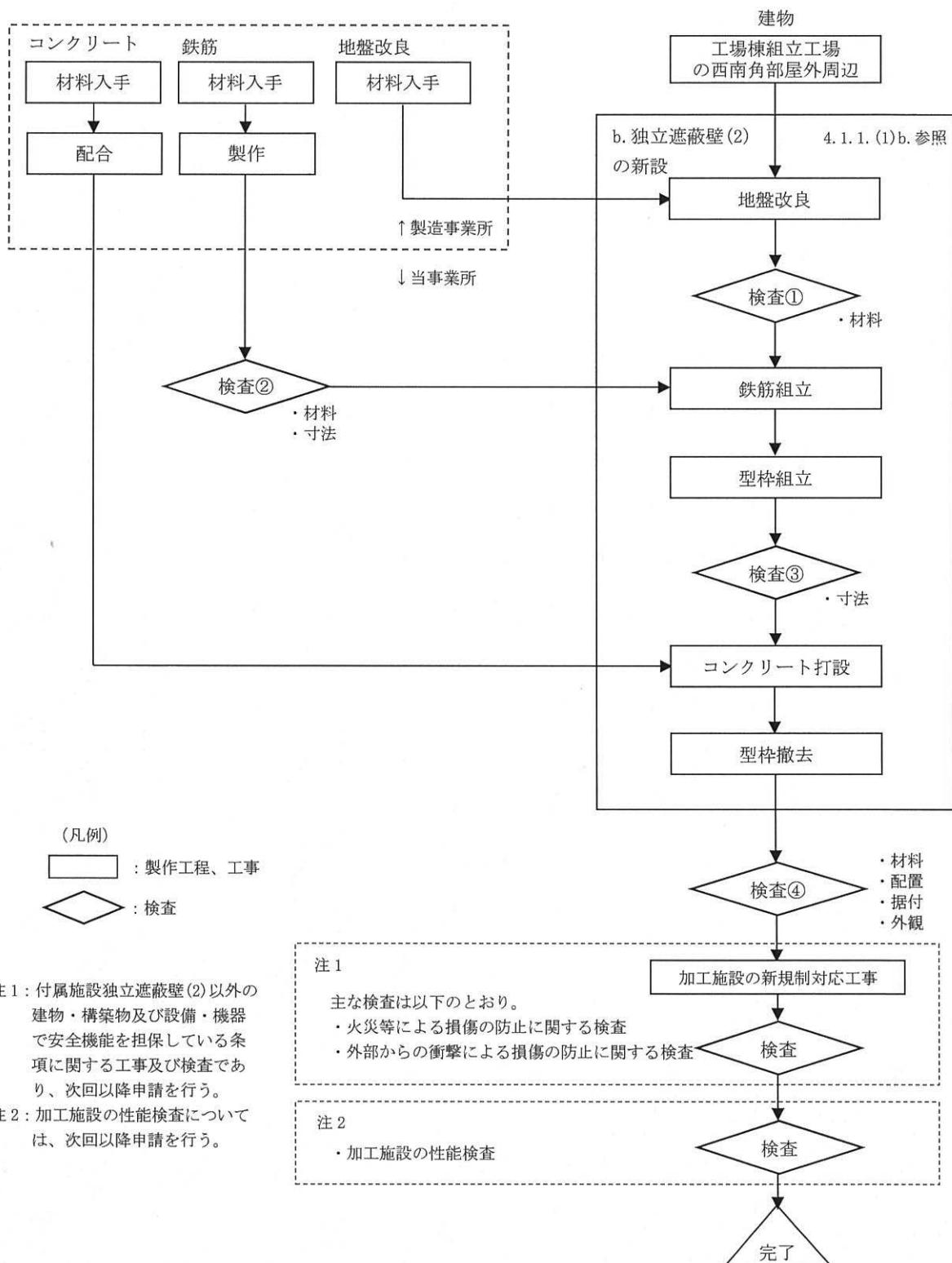
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

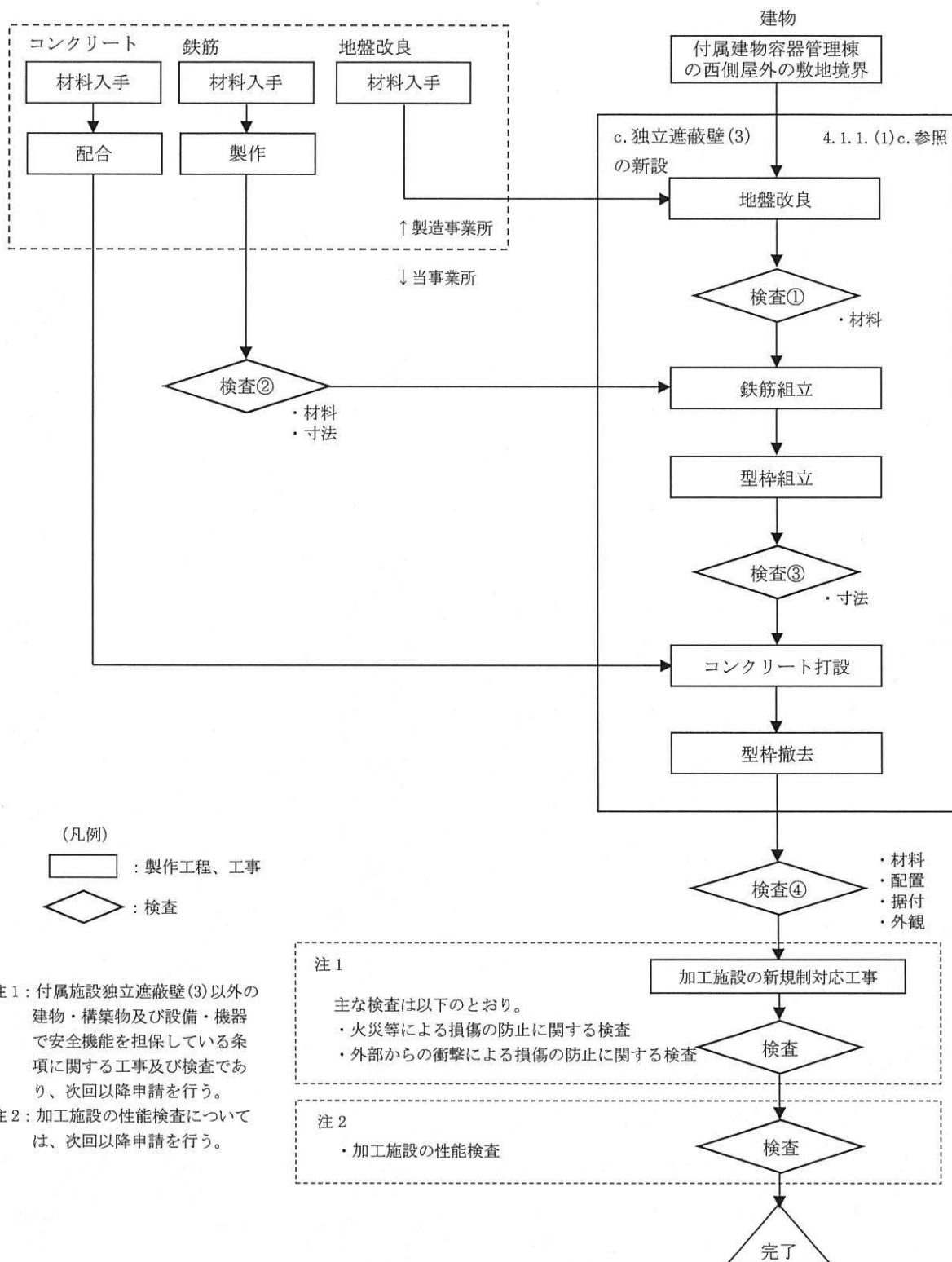
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



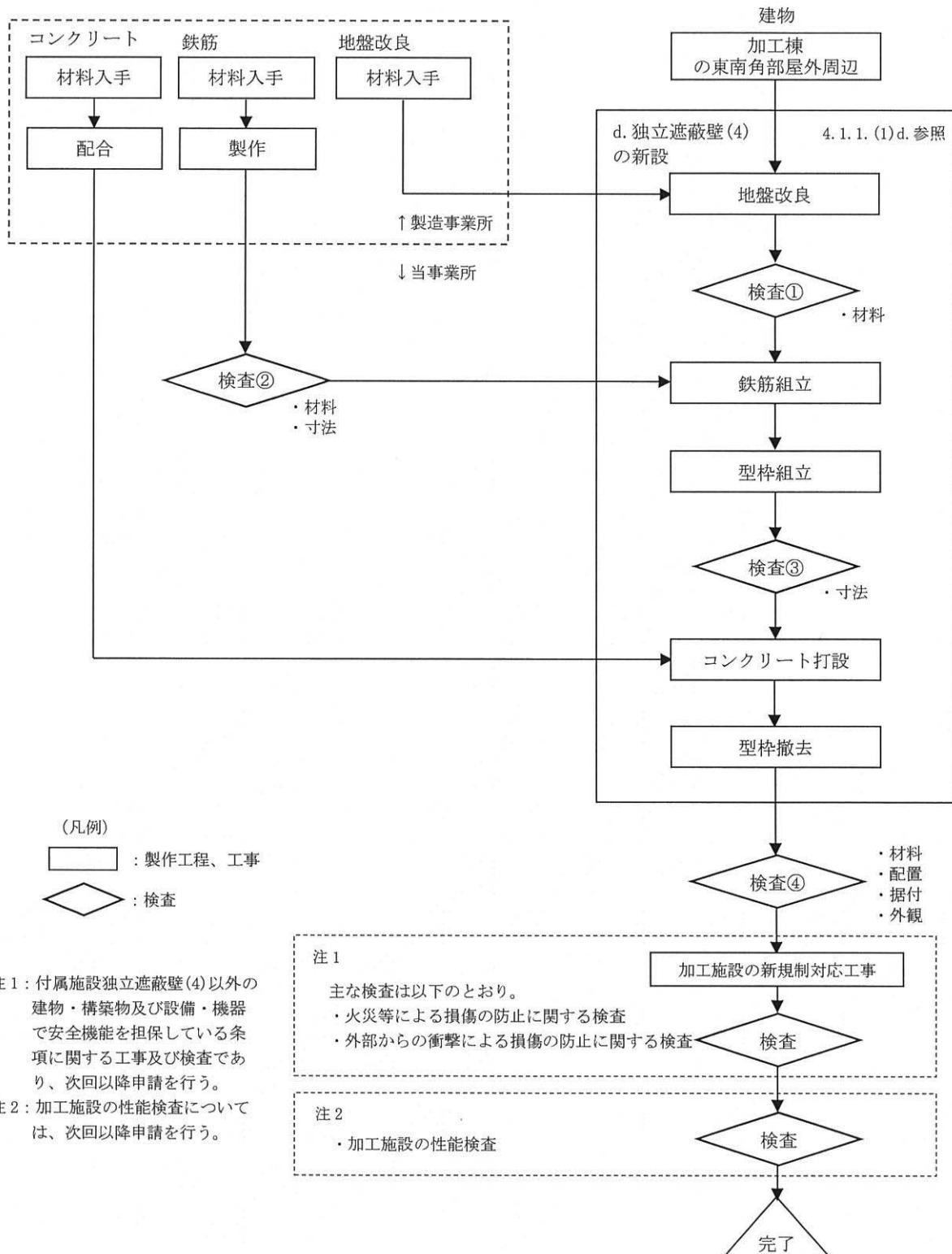
図リ 1-1 独立遮蔽壁(1)の新設の手順フロー図



図リ 1-2 独立遮蔽壁(2)の新設の手順フロー図



図リ 1-3 独立遮蔽壁(3)の新設の手順フロー図



図リ 1-4 独立遮蔽壁(4)の新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-14(1/4)～(4/4)に示す。

4. 1. 2. 付属設備水素供給設備障壁

(1) 手順

今回申請の付属設備水素供給設備障壁に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ2-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

本工事は新設工事であり、建物の遮蔽能力に影響はなく、また核燃料物質は近傍にないので、特別な措置は講じない。

- a. 付属設備水素供給設備障壁の新設^(注1、注2)：水素供給設備の外周に障壁を新設する。

付属設備水素供給設備障壁に関する図を図リ建-5-1~6に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

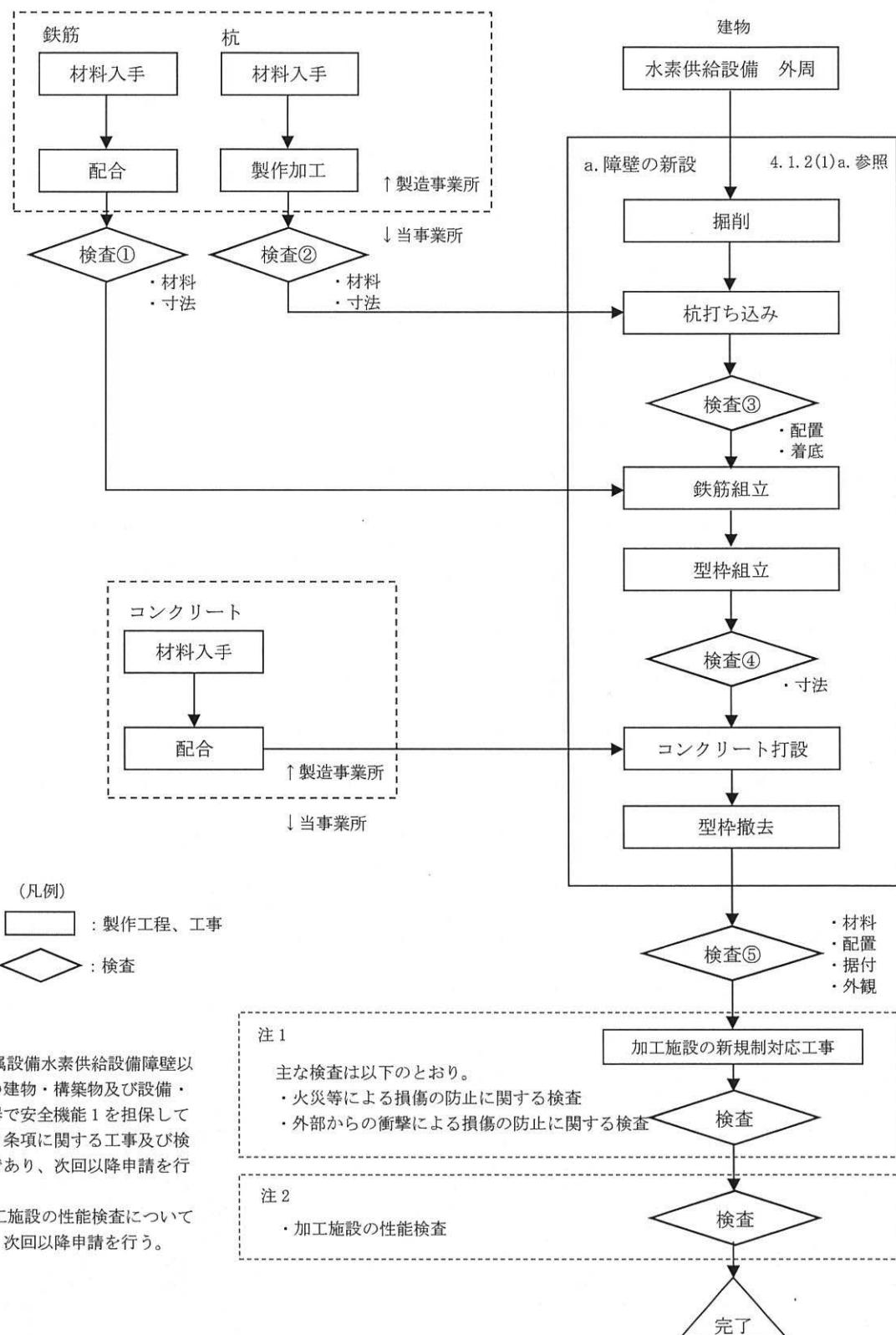
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 2-1 障壁の新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 1-1(1/4)に、検査の方法を表 1-3-15 に示す。

4. 1. 3. 付属施設防護フェンス

(1) 手順

今回申請の付属施設防護フェンスに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ3-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

本工事は新設工事であり、建物の遮蔽能力に影響はなく、また核燃料物質は近傍にないので、特別な措置は講じない。

- a. 防護フェンスの新設^(注1、注2)：竜巻襲来時に敷地外からの車両の飛来を防止するため、公道と接する敷地境界線に防護フェンスを新設する。

配置を図リ建-6-1~6に示す。

注) : 適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

注3) 防護柵施工管理要領（東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

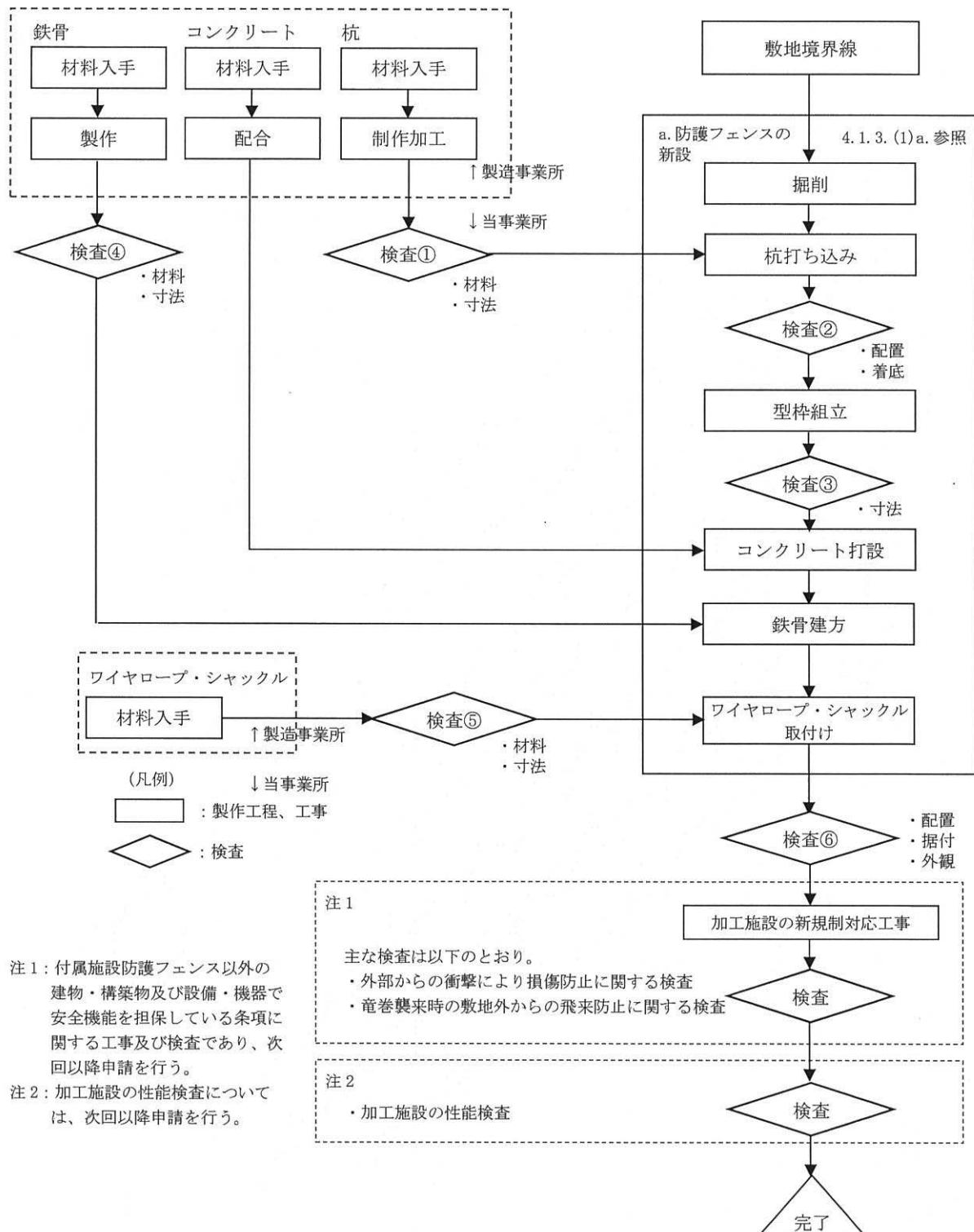
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



図リ 3-1 防護フェンスの新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 1-1(1/4)に、検査の方法を表 1-3-16 に示す。

4. 1. 4. 非常用設備

加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に、今回申請の取り外し対象機器を表リー10に示す。

4. 1. 4-1 付属建物シリンドラ洗浄棟の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物シリンドラ洗浄棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
 - ・ 付属建物シリンドラ洗浄棟の地下の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
 - ・ 気体廃棄設備(5)及び气体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
 - ・ 付属建物シリンドラ洗浄棟にある气体廃棄設備(6)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第2廃棄物処理所の气体廃棄設備(6)及び付属建物第1廃棄物処理所の气体廃棄設備(5)を運転し、付属建物シリンドラ洗浄棟との境界扉を開放することで、付属建物シリンドラ洗浄棟の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する气体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
 - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
 - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
 - ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
 - ・ 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200Lドラム缶に収納できる形に解体する。200Lドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。
-
- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時ににおける照明の確保を図る。（図リ4-1-1参照）
配置を図リ非-1-1～3に示す。
 - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時ににおける避難経路の指示を図る。（図リ4-1-2参照）
配置を図リ非-1-1～3に示す。
 - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物シリンドラ洗浄棟本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時ににおける避難通路の確保を図る。（図リ4-1-3参照）
配置を図リ非-1-2に示す。
 - d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：付属建物シリンドラ洗浄棟本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。（図

リ4-1-4参照)

配置を図リ非-6-2に示す。

- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設:付属建物シリンド洗浄棟本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ4-1-5参照)

配置を図リ非-6-2に、脱着部詳細図を図リ非-6-5に示す。

- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}:仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ4-1-6参照)

配置を図リ非-2-2~3に示す。

- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}:仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ4-1-7参照)

配置を図リ非-2-1~2に示す。

- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}:仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ4-1-8参照)

配置を図リ非-2-2に示す。

- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注6)}:仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ4-1-9参照)

配置を図リ非-3-1~3に示す。

- j. 消火設備(消火器)の復旧^{注7)}:仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-1-10参照)

配置を図リ非-4-5~7に示す。

- k. 変更しない設備・機器の検査:変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ4-1-11参照)

配置を図リ非-4-1に示す。

注):注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既申請

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

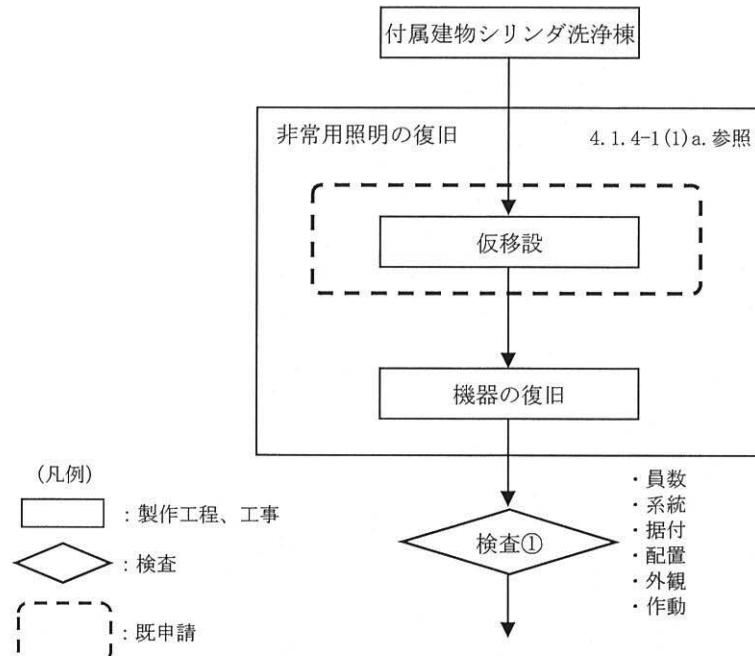
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

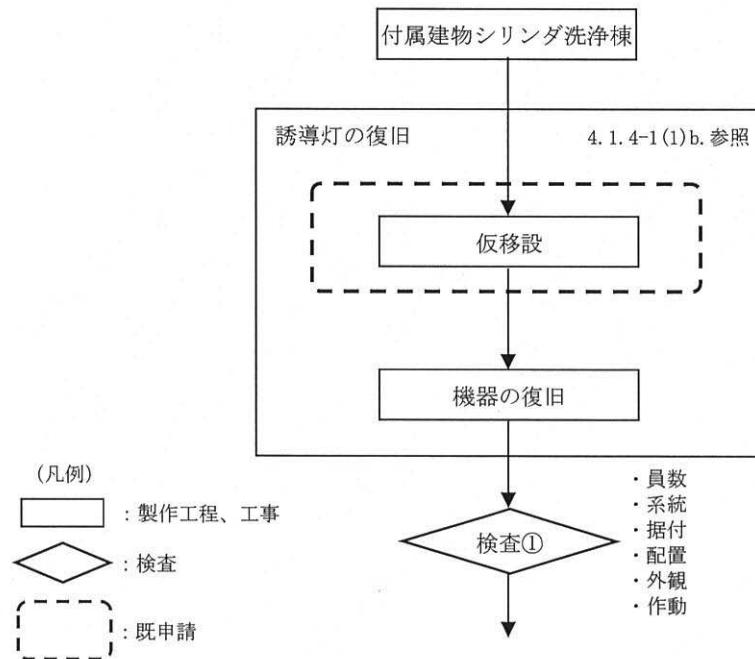
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



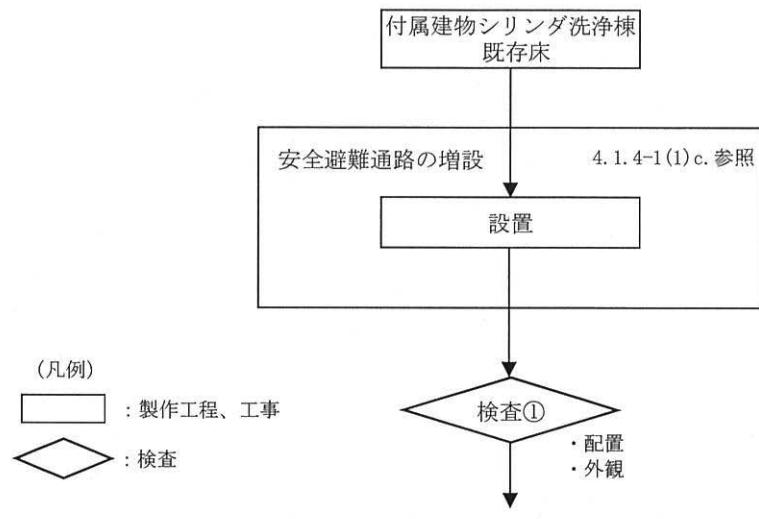
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



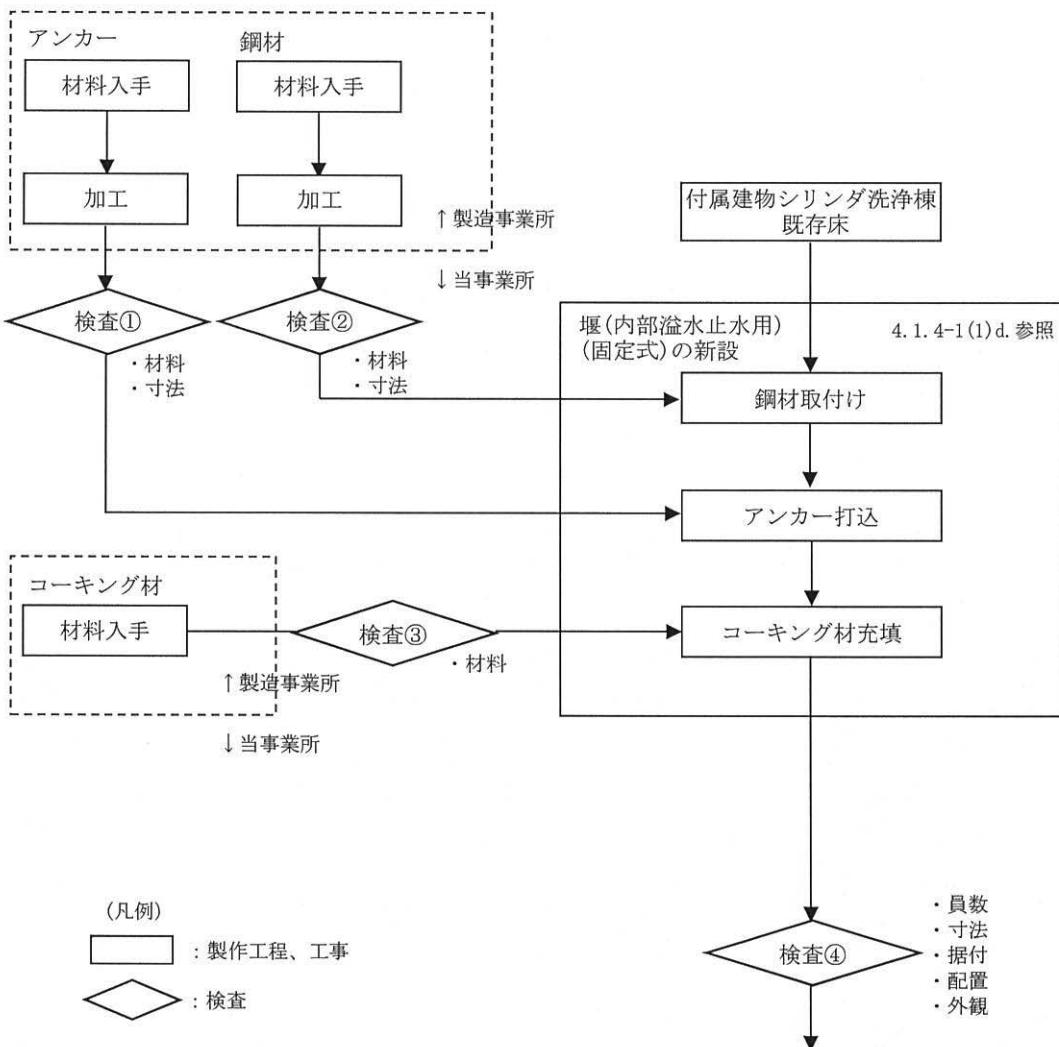
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



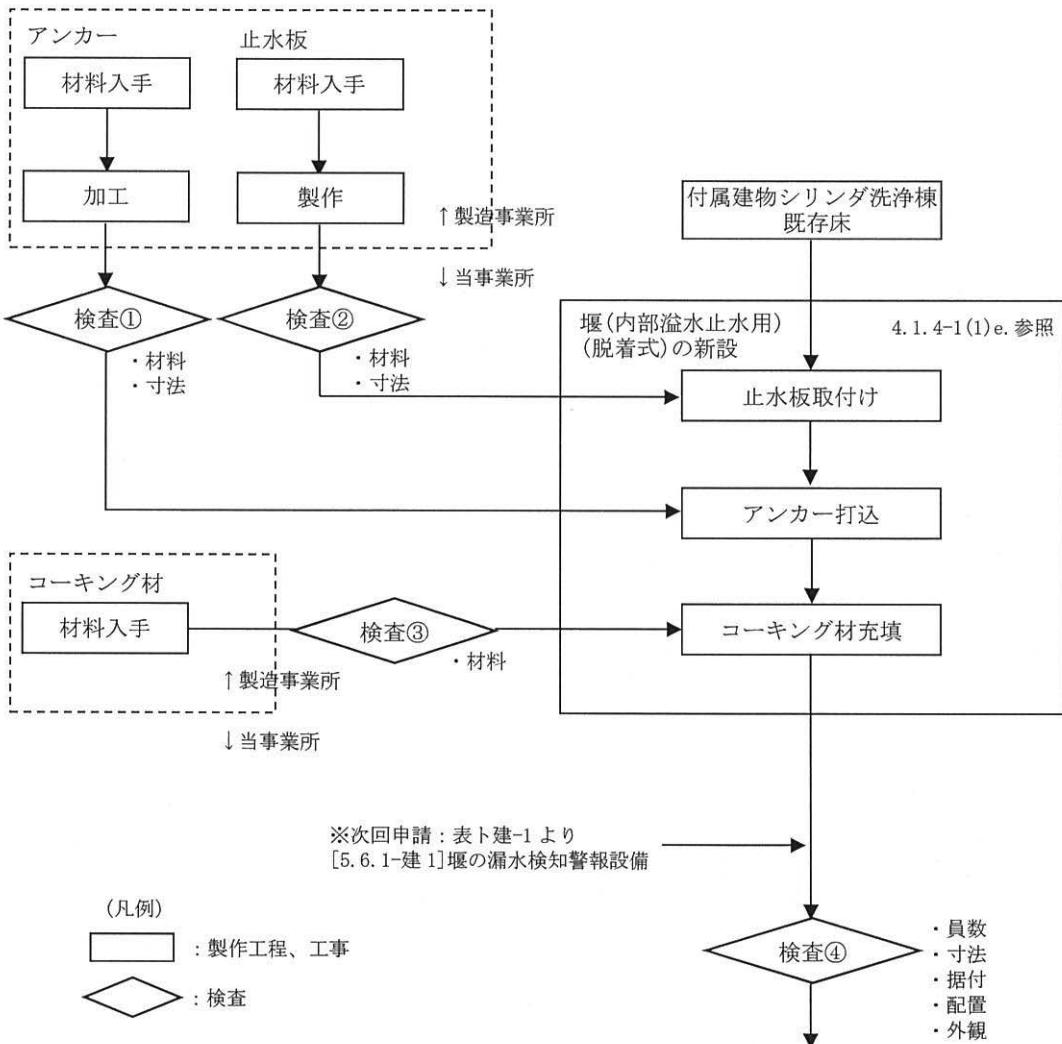
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



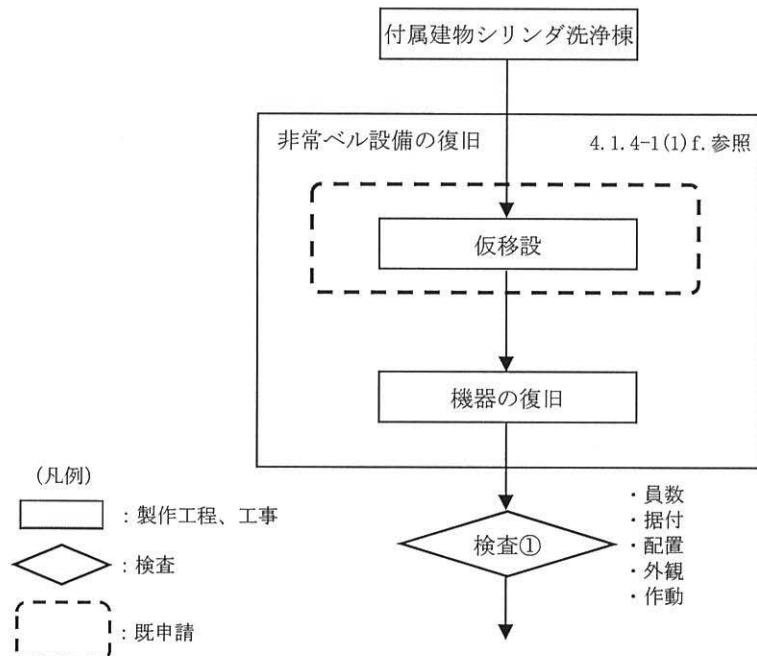
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設の手順フロー図



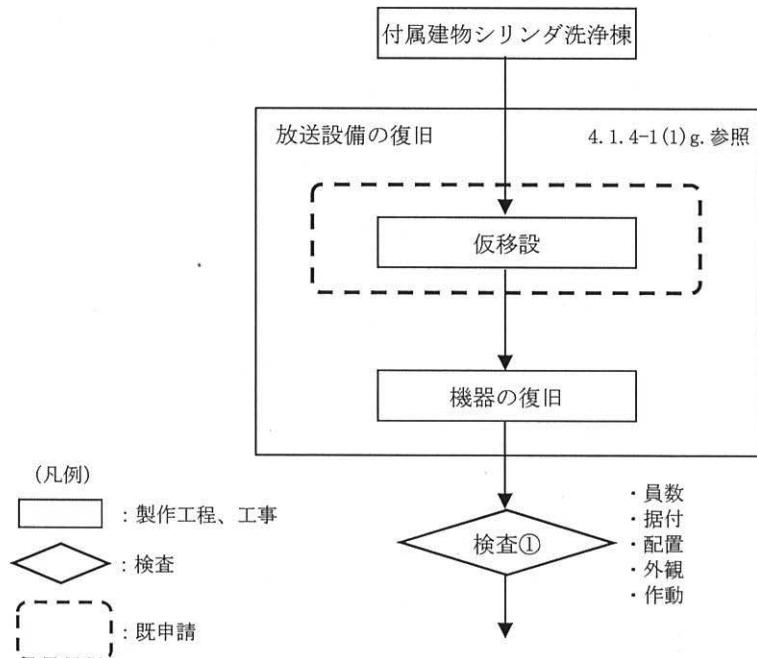
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設の手順フロー図



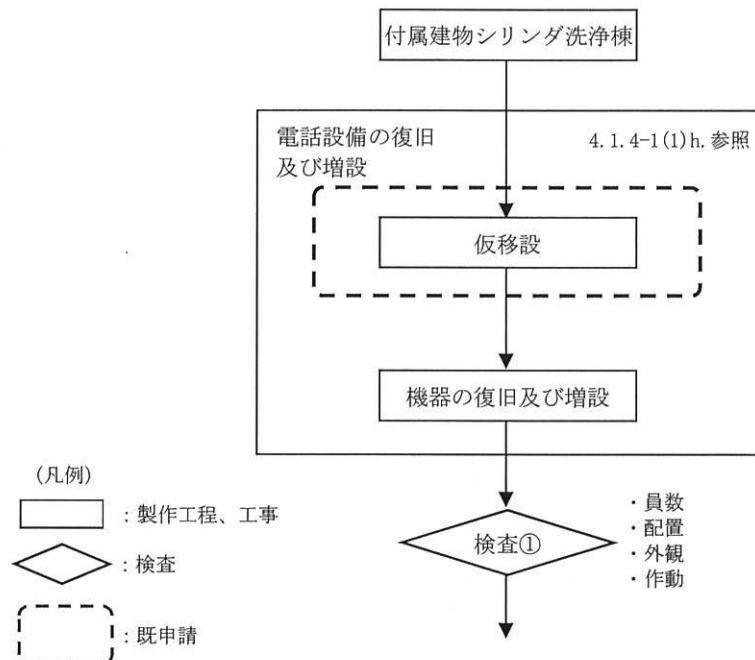
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



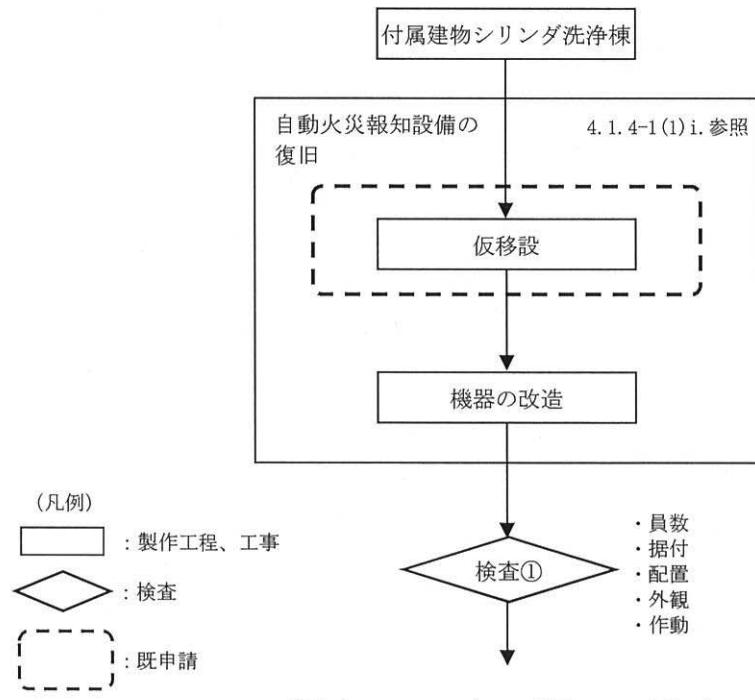
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



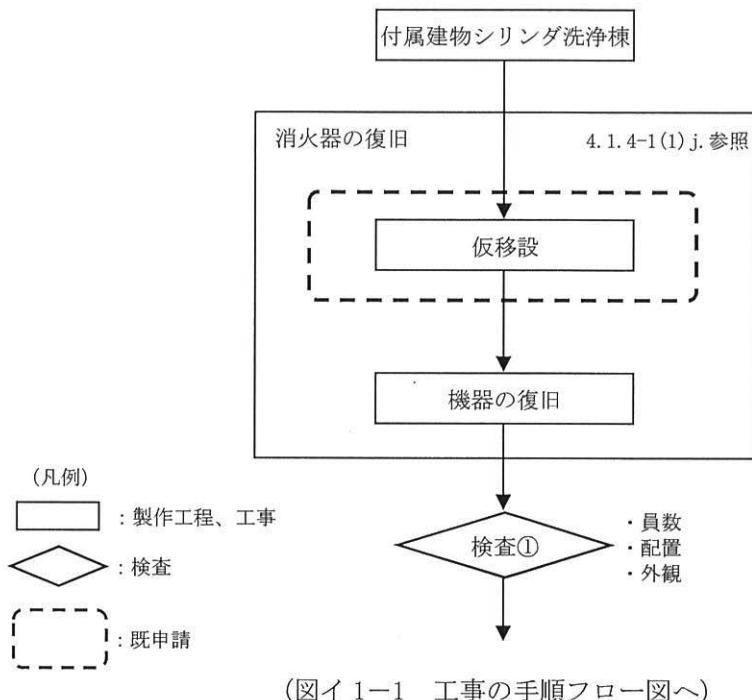
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図

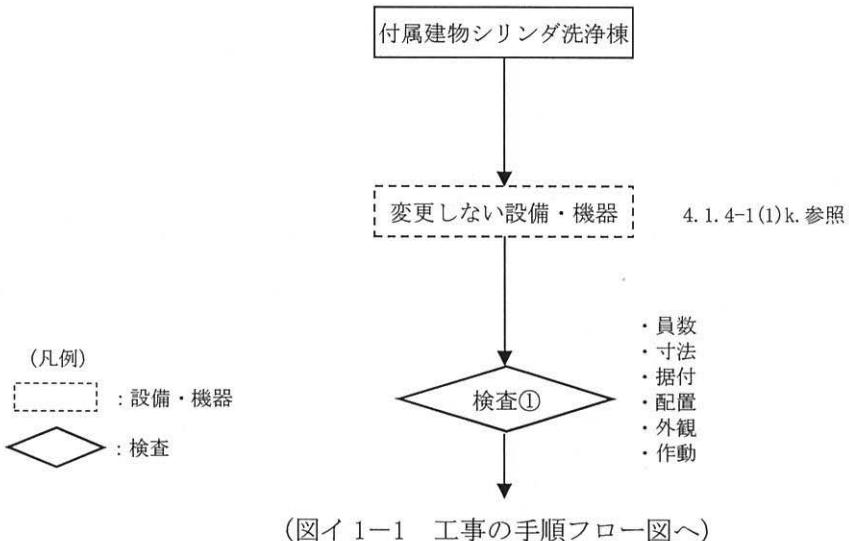


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧の手順フロー図



図リ 4-1-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



図リ 4-1-11 變更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(2/4)に、検査の方法を表1-2-1(1/4)～(4/4)に示す。

4. 1. 4-2 付属建物原料貯蔵所の非常用設備

(1) 手順

今回申請の付属建物原料貯蔵所の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図4-1-1参照）により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物原料貯蔵所のシリンドラ貯蔵ピットに核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
- ・ 西外壁の壁新設補強に伴い、安全機能を維持するために必要な消火設備（西側屋外消火栓）は、代替措置（南側屋外消火栓のホース延長）の実施により機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る。（図4-2-1参照）
配置を図リ非-1-9に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。（図4-2-2参照）
配置を図リ非-1-9に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物原料貯蔵所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。（図4-2-3参照）
配置を図リ非-1-9に示す。
- d. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。（図4-2-4参照）
配置を図リ非-2-8に示す。
- e. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注3)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。（図4-2-5参照）
配置を図リ非-2-8に示す。
- f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注4)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。（図4-2-6参照）
配置を図リ非-2-8に示す。
- g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注5)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。（図4-2-7参照）
配置を図リ非-3-9に示す。
- h. 消火設備(消火器)の復旧^{注6)}：仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る。（図4-2-8参照）
配置を図リ非-4-13に示す。
- i. 消火設備(屋外消火栓)の検査及び改造：変更しない設備である南側屋外消火栓の検査、及び西側屋外消火栓の改造により、初期消火における設備の確保を図る。

なお、南側屋外消火栓は検査のみを実施し、西側屋外消火栓は取り外し、一時保管後に改

造する。（図リ4-2-9参照）

配置を図リ非-4-1に示す。

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既申請
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既申請
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既申請
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既申請
- 注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既申請
- 注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既申請

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

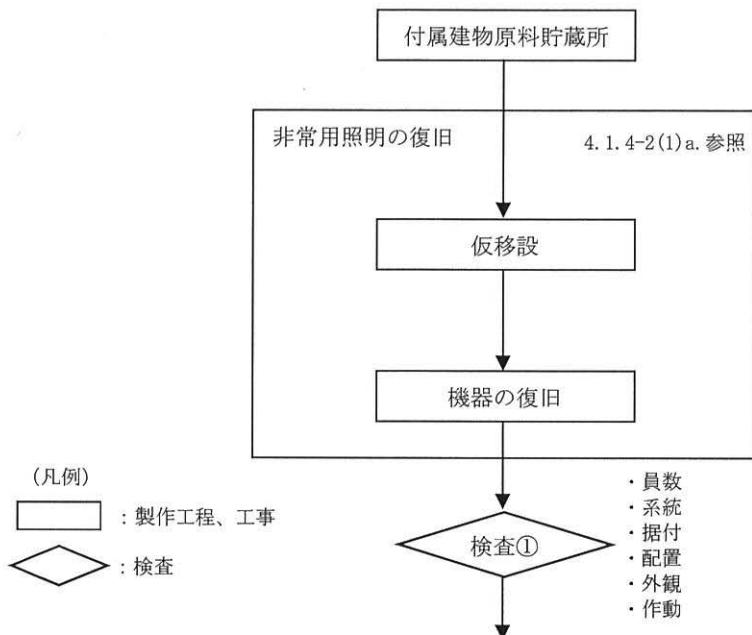
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する
なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

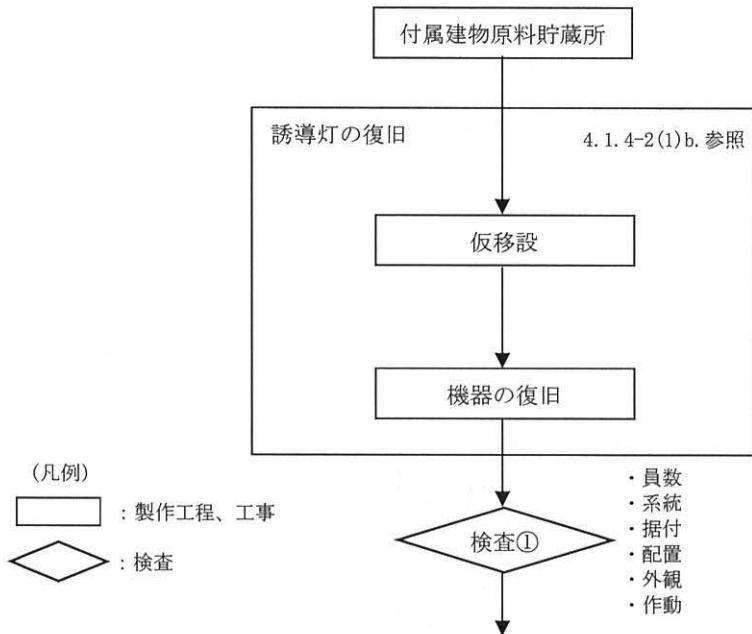
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図